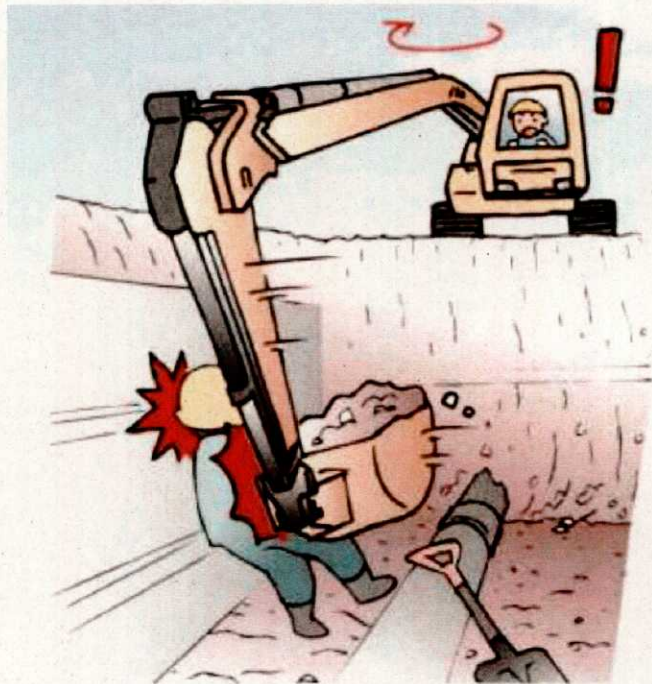




建設業での死亡災害撲滅緊急事態宣言にかかる 緊急取組実施要請をしました

十日町労働基準監督署では、平成30年における建設業の死亡労働災害が県内で急増しているため、別添のとおり、関係団体あてに緊急取組実施要請をしました。





十日町基署発 0703 第 1 号

平成 30 年 7 月 3 日

関係団体の長 殿

十日町労働基準監督署長

建設業での死亡災害撲滅緊急事態宣言(緊急取組実施要請)について

日頃より、労働基準行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も半分が過ぎましたが、新潟県内での建設業おける死亡労働災害が 6 件と急増しており(詳細は参考資料を参照)、ここ数年で最悪の水準であった平成 25 年の 13 件に迫る勢いとなっております。

このような状況を受けて、新潟労働局は緊急管下労働基準監督署長会議を招集し、各署長に対して 7 月以降の建設現場の監督指導等の強化などを指示しました。

一方で、十日町・津南地域の建設業においては、平成 24 年 6 月 7 日以来 6 年間、死亡労働災害が発生しておらず(平成 30 年 6 月 30 日まで 2212 日間)、貴職をはじめ関係各位のご努力により、過去最長の死亡労働災害ゼロの期間が継続されています。

しかし、これから夏季及び秋季に向けて工事の最盛期を迎えるにあたり、十日町・津南地域でも例外ではなく、墜落・重機などによる重篤な労働災害が懸念されるところです。

つきましては、傘下の会員事業場に対して、下記の重点事項を緊急の取組みとして周知くださいますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、新潟労働局が作成したリーフレットも交付いたしますので、ご活用ください。

記

1. 墜落災害防止の取組

高所作業については、墜落防止のための足場等作業床の設置や安全帯の使用及び安全帯の取付け設備の状況を確認してください。

特に木建現場においては、近年、県内では屋根からの墜落による死亡労働災害

が増加しているため、外部足場の建地が軒先の上まで設置され、手すり・中さんが設けられているか確認してください。

2. 車両系建設機械の安全確認の取組

車両系建設機械における作業計画が作成されているかを確認した上、当該作業計画に即した労働者の立入制限や誘導員の配置など接触防止や転落防止の措置が講じられているかを確認してください。

特に路肩からの重機の転倒を防止するため、必要な幅員が確保されているか、路肩に標識などが設置されているか確認してください。

3. 安全衛生管理体制の強化

経営トップ自らが先頭に立ち、作業現場において十分な安全衛生活動が行われている安全衛生管理体制となっているかを点検し、現場責任者としての職務が確実に行われるよう必要な措置を行ってください。

資料1

平成30年 建設業における死亡災害事例

No.	発生状況	被災者年齢	事故の型	起因物
1	工場の屋根での荷下ろしを終え移動していたところ、足を滑らせ7.5メートル下の地上(敷鉄板)へ墜落した。 なお、屋根の端部には手すり及び中さんが掛けてあったが、除雪のため幅木は取り外されており、被災者はその部分をすり抜けたもの。	24	墜落・転落	屋根
2	住宅工事で作業中、風のため道路に散乱したゴミを片付けていたところ、近隣から飛んできたベニヤ板(1800×900)が当たった。	60	飛来・落下	環境等
3	河川工事で水中ポンプを移動させるため玉掛け用ワイヤーロープをかけていたところ、倒壊してきたコンクリート構造物(落差工)の下敷きとなった。	62	崩壊・倒壊	構造物
4	解体工事で引き抜いた基礎杭を水平につり下すため玉掛け用ワイヤーロープをかけようとしたところ、杭に付着していた砂が落ちてきて当たった。	59	飛来・落下	材料
5	のり面の補強工事中、ドラグショベルが横転して近くで作業していた被災者とともに谷へ転落し、被災者がドラグショベルの下敷きとなった。	65	墜落・転落	建設機械
6	橋のメンテナンスのため、足場を組む作業を行っていた際に安全帯を掛けていた親綱のアンカーが外れて約18m下の地面に転落した。	28	墜落・転落	足場

※平成30年6月25日現在

資料2

建設業における死亡災害発生状況(推移)

新潟労働局

